

令和 7 年度 第 6 回加東市農業委員会総会（9 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 47 分			
開催場所	加東市役所 2 階 201 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：岸本敏弘 5：－ 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	5：高見秀人			
議事録署名委員	8：下山泰三 9：小林二城			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 29 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	4 件
第 30 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	3 件
第 31 号議案	非農地証明願いの承認について	1 件
第 32 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	8 件
第 33 号議案	加東市地域計画に関する意見について	4 件

5 報告

報告第 9 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	4 件
報告第 10 号	公共事業等による農地の一時転用について	1 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 7 年度第 6 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査担当の 6 番 伊澤農業委員、7 番 井上農業委員、1 番 村上推進委員、2 番 田中推進委員、3 番 黒石推進委員、ありがとうございました。 のちほど、調査報告をよろしくお願いします。 本日の会議の議事録署名委員に、8 番 下山農業委員、9 番 小林農業委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案の審議に入ります。
議長	第 29 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、自己都合により耕作が困難となったことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は譲渡人から借り受ける予定であるほか、農業経験も約 25 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、兼業により耕作が困難となったことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、兼業の事業の都合により耕作が困難となったことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は譲渡人から借り受ける予定であること、農業経験も約 20 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具は譲渡人から借り受ける予定であること、農業経験も約 20 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 29 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手> 全員挙手にて、第 29 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第 30 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。

事務局 議長 現地調査員	番号 1、本件は、ドッグラン及び露天駐車場のための転用申請となります。譲受人は、犬のブリーダー業を営んでいます。令和 6 年の年間販売頭数は 144 匹、現在約 60 頭の小型の繁殖犬を従業員 5 名で飼育していますが、現在使用している犬舎では、運動スペースが手狭な状況にあります。法の規定により、1 日 3 時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くことが求められていますが、1 度に 60 頭を運動させるスペースがないため、3 回に分けて 20 頭ずつ運動をさせています。1 度に 60 頭を運動させることができれば、従業員の負担を大幅に削減することができ、作業効率も向上します。また、今後、大型の繁殖犬への移行を計画していることから、最低 500 m²以上のドッグランが必要になります。併せて、申請地に隣接する繁殖犬販売所の駐車スペースが 1 台分のみで不足している状況にあるため、3 台分の駐車スペースも計画しています。申請地の農地区分は、第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。 番号 2、本件は、露天資材置場のための転用申請となります。譲受人は、新・中古自動車及び部分品、附属品の販売等を営んでいる会社です。現在の敷地内では、車両等の保管場所が不足していることから申請されました。申請地については、車両の移動・管理や防犯面などの観点から、既存事業所に隣接する土地を選定されています。申請地の農地区分は、第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。 番号 3、本件は、貸露天駐車場のための転用申請となります。譲受人は、***に本店を置く、不動産業を営む会社です。申請地周辺は、工場や店舗、賃貸住宅等が立地するエリアであり、貸駐車場の需要が見込めることから申請されました。申請地の農地区分は、第 3 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。 以上の申請については、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。 本件については、現地調査を行っています。調査結果を現地調査員から報告をお願いします。 番号 1 の現地の状況は、田でした。周辺には農地がありましたが、雨水は排水勾配を施工し、道路側溝に排水するほか、申請地の周囲の法面は施工せず、既存のままとするため、土砂が流出するおそれはないと思われます。よって、計画どおりに工事すれば、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われます。 番号 2 の現地の状況は、原野でした。申請地では、碎石舗装を施工し、雨水は自然浸透させる計画となっています。また、申請地の周辺には農地はないため、転用することについて特に問題はないと思われます。 番号 3 の現地の状況は、田でした。申請地では、造成工事を行わず、雨水は自然浸透させる計画となっています。また、区画整理地内であり、隣接する農地との境には擁壁が設置されているため、土砂が流出するおそれはないことから、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
---	---

議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 30 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 30 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 31 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、昭和 62 年頃から山林の状態が現在に至っています。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため、申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。
	以上の申請については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は、山林でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20 年を超える期間継続していることが確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 31 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 31 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 32 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 8 件、30 筆、34,522.94 m ² に農地中間管理権が設定され、10 月 31 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 32 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 32 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 33 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。

農政課	まず、先月の総会で質問のあった、地域計画本文の地域内の農業を担う者一覧の現状と10年後の経営面積の差は目標地図のどの場所を借りていくのか、また、白地の場所であれば現状維持で耕作を継続する者の経営面積が減らないといけないのではとの問いについて回答いたします。地域内の農業を担う者一覧に示す現状と10年後の経営面積の差は、農業を担う者が今後拡大したい経営面積の目標を記載しています。目標地図のどの農地を借りて、目標を達成するかということについては、具体的に決まっているわけではなく、大半は現状維持の白地の場所だと思いますが、辞めたい又は規模縮小の意向を示している場所や、また他の担い手が耕作している場所を交換することも考えられます。目標地図で集積・集約の範囲をある程度定めていますが、明確にどの場所を借りるということは決まっていないため、現状維持で耕作を継続する者の経営面積は減らしていません。あくまでも目標の経営面積を示すものであり、目標地図とリンクしないところがあるためご了承ください。 それでは、議案の説明に入ります。 新規の策定として社地区、東古瀬地区、下久米地区、変更の策定として牧野地区の地域計画について説明いたします。なお、本件は目標地図が重要となるため、目標地図を中心に説明いたします。 社地区は、地区内で農業を担う者がいないため、隣接の地区で大規模耕作をされている方1名に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、5名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 東古瀬地区は、3経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、20名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。なお、3経営体のうち東古瀬営農組合については、ブロックローテーションとするため、目標地図には明確に位置付けていません。 下久米地区は、4経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、42名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 牧野地区は、担い手を1名追加し、4経営体を中心に集積・集約を進めます。追加の1名は、認定新規就農者の認定に向けて手続き中であり、現担い手の集積・集約範囲の一部と現状維持で耕作を継続する方の農地の一部を借り受ける予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	地域計画本文における「区域内の農用地等面積」、「農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積」、「田の面積」のそれぞれの面積の考え方を確認したい。
農政課	「区域内の農用地等面積」は、地区全体の農地面積、「農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積」は、地区全体における農用地区域内の農地面積であり除外地は含みません。「田の面積」は、地区全体において地目が田であるものを指し、農業振興地域などの区域は反映させない面積となっています。
委員	地域内の農業を担う者一覧の現状の経営面積と地区全体の農地面積を示す「区域内の農用地等面積」とが一致しないが、違いについて確認したい。
農政課	現状、耕作を辞めたいという方がいるため、「区域内の農用地等面積」とはイコールになりません。

委員	地域内の農業を担う者一覧の現状維持で耕作を継続する者のなかには、耕作を辞めたいという方は含まれないと解釈していいのか。
農政課	そのとおりです。なお、現状維持で耕作を継続する者の人数や面積は、アンケートの回答によるものであり、「他のところで耕作したい」や「規模縮小」と回答された方は、地域内の農業を担う者一覧には含めないこととなっているため、現状の経営面積と「区域内の農用地等面積」とはイコールになりません。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 33 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 33 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 9 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、8 月 27 日付けで受理通知書を交付しました。
事務局	番号 2、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、9 月 11 日付けで受理通知書を交付しました。
事務局	番号 3、一般住宅及び露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、9 月 16 日付けで受理通知書を交付しました。
事務局	番号 4、露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、9 月 16 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 10 号「公共事業等による農地の一時転用について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、県が公共事業により農地を一時的に転用するものであり、転用の許可は要しないものとなっていますが、農業委員会に報告する必要があるため提出されたものとなります。ため池改修工事に伴う資材仮置場及び仮設道路の設置のため、令和 10 年 5 月 31 日まで一時転用を行います。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。

事務局	以下について説明
	・農地貸付等希望申出の情報提供（2 件）
	・令和 7 年度視察研修出欠者の報告
	・農業委員会地区別研修交流会（北播磨地区）参加者募集の案内
議長	何か質問などはありませんか。
各委員	＜なし＞
議長	以上で、令和 7 年度第 6 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 下山 泰三

議事録署名委員 小林 二城
